

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※経理簿	
平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	(フリガナ) 法 人 名	
		納 税 地	〒 電話( ) -
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊦
		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	※ 整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	決 算 期	
	代 表 者 住 所	業 種 番 号	
	事 業 種 目	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割を行う場合において、承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。） 〔第65条の15第6項 及び、措置法施行令〔第39条の9の3第4項 第39条の109の2第5項〕により〕 〔以下「措置法」といいます。〕 下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日	
交 換 譲 渡 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模		
交 換 年 月 日		年 月 日	
交 換 取 得 産	所 在 地		
	規 模		
減 額 し た 金 額			円
添 付 明 細 ( 別 表 等 )			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )			
税 理 士 署 名 押 印			㊦
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
	通信日付印	年 月 日	確 認 印

18. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※経理簿	
平成 年 月 日  税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親法人	(フリガナ) 法 人 名	
		納 税 地	〒 電話( ) -
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊦
		代 表 者 住 所	〒
		事 業 種 目	業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	※ 整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	決 算 期	
	代 表 者 住 所	業 種 番 号	
	事 業 種 目	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割を行う場合において、承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 租税特別措置法（以下「措置法」といいます。） 〔第65条の15第6項 及び、措置法施行令〔第39条の9の3第4項 第39条の109の2第5項〕により〕 〔以下「措置法」といいます。〕 下記のとおり届出及び書類の提出を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名 納 税 地 代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日	
交 換 譲 渡 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模		
交 換 年 月 日		年 月 日	
交 換 取 得 産	所 在 地		
	規 模		
減 額 し た 金 額			円
添 付 明 細 ( 別 表 等 )			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )			
税 理 士 署 名 押 印			㊦
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
		整理 簿	備考
	通信日付印	年 月 日	確 認 印

16. 06 改正

(規格 A 4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における 交換取得資産の帳簿価額の減額に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号		
		※電話( ) -		
平成 年 月 日  税務署長殿	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 法人 親 人 法 人	(フリガナ) 法 人 名	〒	
		納 税 地	〒	電話( ) -
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		㊟
		代 表 者 住 所	〒	
		事 業 種 目		業
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名		※ 整 理 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 ( 局 署 )	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒	業 種 番 号	
	事 業 種 目	業	整 理 簿	
回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課				
適格分社型分割を行う場合において、特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額について、 租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第66条第6項 及び、措置法施行令(第39条の10第4項 及び、第39条の109の3第5項) により 第68条の85の3第6項 及び、措置法施行令(第39条の109の3第5項) により 下記のとおり届出及び書類の提出を行います。 記				
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名			
	納 税 地			
	代 表 者 氏 名			
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日		
交 換 護 渡 産	種 類			
	所 在 地 規 模			
	交 換 年 月 日	年 月 日		
交 換 取 得 産	所 在 地			
	規 模			
減 額 し た 金 額				円
添 付 明 細 ( 別 表 等 )				
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項				
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )				
税 理 士 署 名 押 印				㊟
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿
				備考
			通 信 日 付 印	年 月 日
				確 認 印

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**適格分社型分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合  
における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届  
出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の85の3第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
  - (5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。
  - (6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。
  - (7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の85の3第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。
  - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9の4第2項・第22条の73第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。
  - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書				※整理番号
<div style="text-align: right;">税務署受付印</div> <div style="text-align: center;">平成 年 月 日</div> <div style="text-align: center;">税務署長殿</div>				※課税-7555
				提出法人
<input type="checkbox"/> ① 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> ② 株式交換の日の前日の属する連結親法人	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ( ) -	
	納 税 地	〒	電話 ( ) -	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			㊟
	事 業 種 目			業
	資本金又は出資金の額			円
法人税法第61条の11第1項第6号ロの開始 法人税法第61条の12第1項第4号ロに規定する連結納税に伴う時価評価資産に関する届出書を への加入 提出します。				
時 価 評 価 資 産 の 状 況		連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)のとおり		
連結親法人となる法人又は連結親法人		加 入 す る 連 結 子 法 人		
(フリガナ) 法 人 名		(フリガナ) 法 人 名		
納 税 地	〒 電話 ( ) -	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ( ) -
(フリガナ) 代 表 者 氏 名		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
事 業 種 目	業	事 業 種 目	業	
資本金又は出資金の額	円	資本金又は出資金の額	円	
申請書を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	最初連結親法人 人事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	参 考 事 項
申請した旨の書類を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	加入の書類を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	
税 理 士 署 名 押 印		㊟		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力
				備考
		通信日付印	年 月 日	確認 印

(規格 A 4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書				※整理番号
<div style="text-align: right;">税務署受付印</div> <div style="text-align: center;">平成 年 月 日</div> <div style="text-align: center;">税務署長殿</div>				※課税-7555
				提出法人
<input type="checkbox"/> ① 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> ② 株式交換の日の前日の属する連結親法人	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ( ) -	
	納 税 地	〒	電話 ( ) -	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			㊟
	事 業 種 目			業
	資本金又は出資金の額			円
法人税法第61条の11第1項第6号ロの開始 法人税法第61条の12第1項第4号ロに規定する連結納税に伴う時価評価資産に関する届出書を への加入 提出します。				
時 価 評 価 資 産 の 状 況		連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書付表(時価評価資産の状況)のとおり		
連結親法人となる法人又は連結親法人		加 入 す る 連 結 子 法 人		
(フリガナ) 法 人 名		(フリガナ) 法 人 名		
納 税 地	〒 電話 ( ) -	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話 ( ) -
(フリガナ) 代 表 者 氏 名		(フリガナ) 代 表 者 氏 名		
事 業 種 目	業	事 業 種 目	業	
資本金又は出資金の額	円	資本金又は出資金の額	円	
申請書を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	最初連結親法人 人事業年度	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	参 考 事 項
申請した旨の書類を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	加入の書類を提出した日及び税務署	平成 年 月 日 税務署	
税 理 士 署 名 押 印		㊟		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力
				備考

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書**

		※整理番号							
平成 年 月 日	(フリガナ)								
	名 称								
	所 在 地	〒							
税務署長殿	(フリガナ)								
	代 表 者 氏 名								
所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。									
申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 [外書は、臨時雇用者に係るもの]	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
<p>1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細</p> <p>2 申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日</p>									
税 理 士 署 名 押 印									
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

(規格 A 4)

18. 06 改正 (源 1 4 0 1 - 1)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書**

		※整理番号							
平成 年 月 日	(フリガナ)								
	名 称								
	所 在 地	〒							
税務署長殿	(フリガナ)								
	代 表 者 氏 名								
所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。									
申請の日前 6 か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 [外書は、臨時雇用者に係るもの]	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
	年 月	外 人	外 円						
<p>1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細</p> <p>2 申請の日前 1 年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日</p>									
税 理 士 署 名 押 印									
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印	

(規格 A 4)

14. 07 改正 (源 1 4 0 1 - 1)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書  
兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

税務署受付印   平成 年 月 日  税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 名 称	
	所 在 地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟

所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。  
また、この申請が認められた場合は、租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例についても併せて適用を受けたいのでこの旨届け出ます。

申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円

- 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細
- 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	-----------	-------	----------

18. 06 改正

(源 1 4 0 1 - 3)

(規格 A 4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書  
兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

税務署受付印   平成 年 月 日  税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 名 称	
	所 在 地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟

所得税法第216条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。  
また、この申請が認められた場合は、租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例についても併せて適用を受けたいのでこの旨届け出ます。

申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円
	年 月	外 人	外 円

- 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細
- 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿
-------------	----	---------	------------	-----	-----

14. 07 改正

(源 1 4 0 1 - 3)

(規格 A 4)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 名 称	
	所 在 地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	

所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書を提出する日における給与等の支給人員	外 人 人
-------------------------	----------

給与等の支払を受ける者の数が、常時 10 人未満でなくなった理由等

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 起案	署 長	副署長	統括官	担当者	部 門	決算期	業種番号	入 力	名 簿	通信日付印	確認印
税務署欄										年 月 日	

18. 06 改正

(源 1 4 0 4 - 1)

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の納期の特例の要件に該当しなくなったことの届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	
	(フリガナ) 名 称	
	所 在 地	〒 電話 - -
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	

所得税法第 218 条の規定により、次のとおり届け出ます。

この届出書を提出する日における給与等の支給人員	外 人 人
-------------------------	----------

給与等の支払を受ける者の数が、常時 10 人未満でなくなった理由等

税 理 士 署 名 押 印	
---------------	--

※ 起案	署 長	副署長	統括官	担当者	部 門	決算期	業種番号	入 力	名 簿	通信日付印	確認印
税務署欄										年 月 日	

14. 07 改正

(源 1 4 0 4 - 1)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
		電話 - -	
税務署長殿	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	Ⓜ	
	租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けたいのでこの旨届け出ます。		
そ の 他 の 参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	入力	名簿	通信日付印
	年 月 日	確認 印	

(注意事項)

- この届出書は、所得税法第216条に規定する源泉所得税の納期の特例の承認を受けている者が租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けようとする場合に使用します。
- この届出書をその年の12月20日までに提出した場合には、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日となります。  
ただし、この届出書を提出した日の属する年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となりますので注意してください。  
(1) その年12月31日において源泉所得税の滞納があること。  
(2) その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

(届出書の書き方)

- 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。  
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
- 「その他の参考事項」欄には、上記1のただし書による記入をする場合に届出者の名称及び住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地を記載するほか、参考となる事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

18. 06 改正

(源1401-2)

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
		電話 - -	
税務署長殿	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	Ⓜ	
	租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けたいのでこの旨届け出ます。		
そ の 他 の 参 考 事 項			
税 理 士 署 名 押 印		Ⓜ	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	入力	名簿	

(注意事項)

- この届出書は、所得税法第216条に規定する源泉所得税の納期の特例の承認を受けている者が租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けようとする場合に使用します。
- この届出書をその年の12月20日までに提出した場合には、その届出をした年以後の各年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月20日となります。  
ただし、この届出書を提出した日の属する年以後の各年において、次のいずれかに該当する事実がある場合には、この納期限の特例の適用はなく、その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、翌年1月10日となりますので注意してください。  
(1) その年12月31日において源泉所得税の滞納があること。  
(2) その年7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納付しなかったこと。

(届出書の書き方)

- 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。  
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
- 「その他の参考事項」欄には、上記1のただし書による記入をする場合に届出者の名称及び住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地を記載するほか、参考となる事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

15. 07 改正

(源1401-2)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめに関する届出書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号
		(フリガナ) 名 称
所 在 地 〒 電話 - -		(フリガナ) 代 表 者 氏 名
		◎
租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けることを取りやめたいのでこの旨届け出ます。		
その他の参考事項	(届出書の提出 年 月 日)	

税 理 士 署 名 押 印	◎
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

(注意事項)

- この届出書は、租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けている者が、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合に、租税特別措置法施行令第26条の8第1項の規定により届け出るときに使用します。
- この届出書を提出した場合には、提出をした日の属する年以後の年においては、租税特別措置法第41条の6第1項の規定は適用されません。  
したがって、この届出書を提出した日の属する年以後における、7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は翌年1月10日となります。

(届出書の書き方)

- 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。  
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
- 「その他の参考事項」欄には、上記1のただし書による記載をする場合に届出者の名称及び住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地を記載するほか、租税特別措置法第41条の6第1項に規定する届出書の提出年月日及び参考となる事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

(規格A4)

18. 06 改正

(源1404-2)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納期の特例適用者に係る納期限の特例の取りやめに関する届出書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号
		(フリガナ) 名 称
所 在 地 〒 電話 - -		(フリガナ) 代 表 者 氏 名
		◎
租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けることを取りやめたいのでこの旨届け出ます。		
その他の参考事項	(届出書の提出 年 月 日)	

税 理 士 署 名 押 印	◎
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿
-------------	----	---------	----------	----	----

(注意事項)

- この届出書は、租税特別措置法第41条の6第1項の規定による源泉所得税の納期限の特例の適用を受けている者が、同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合に、租税特別措置法施行令第26条の8第1項の規定により届け出るときに使用します。
- この届出書を提出した場合には、提出をした日の属する年以後の年においては、租税特別措置法第41条の6第1項の規定は適用されません。  
したがって、この届出書を提出した日の属する年以後における、7月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は翌年1月10日となります。

(届出書の書き方)

- 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。  
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
- 「その他の参考事項」欄には、上記1のただし書による記載をする場合に届出者の名称及び住所(居所)若しくは本店(主たる事務所)の所在地を記載するほか、租税特別措置法第41条の6第1項に規定する届出書の提出年月日及び参考となる事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

(規格A4)

15. 07 改正

(源1404-2)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署長 殿 年 月 日提出
〒 フリガナ
住所 (居所) 氏名 氏名
職業 電話( ) -

この欄には書かないでください。
索引番号

平成 年分 源泉所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用) 給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。)

Table with 7 columns: 災害の原因, 被害を受けた日, 被災財産の所在地, 被災直前の価額(A), 損害額(A×被害割合)B, 保険金などで補てんされる金額C, 差引損害額(B-C)D, 損害割合(D/A)E. Includes rows for 住宅 and 家財.

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

Table with 6 columns: 所得の種類, 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額A, 必要経費等B, 事業専従者控除額C, 所得金額(A-B-C). Includes a total row.

3 徴収猶予期間又は還付金額等 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。)

Table with 3 columns: 給与等、公的年金等、報酬等の別, 給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称, 給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地. Includes a section for 裏面を参照 with details on 徴収猶予期間 and 還付を受けようとする額.

4 支払者の証明 (あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。)

Table for 支払者の証明 with fields for 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日, 平成 年 月 日, 今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額, 上の税額の納付先税務署長, 税務署長, (支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 給与等又は公的年金等の支払者の所在地, 平成 年 月 日, 名称.

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

Table for 税務署処理欄 with columns: 起案, 決裁, 調査事項, 処理区分. Includes a summary table for 調査事項 with columns: 区分, 災害直前の価額, 損害額, 補てん金額, 差引損害額, 損害割合. Includes a table for 処理区分 with columns: 徴収猶予, 承認・却下, (猶予期間), (猶予税額), 全額・半額, 却下事由.

18. 06 改正

(規格 A 4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署長 殿 年 月 日提出
〒 フリガナ
住所 (居所) 氏名 氏名
職業 電話( ) -

この欄には書かないでください。
索引番号

平成 年分 源泉所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用) 給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。
なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。)

Table with 7 columns: 災害の原因, 被害を受けた日, 被災財産の所在地, 被災直前の価額(A), 損害額(A×被害割合)B, 保険金などで補てんされる金額C, 差引損害額(B-C)D, 損害割合(D/A)E. Includes rows for 住宅 and 家財.

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。
なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

Table with 6 columns: 所得の種類, 種目, 所得の生ずる場所, 収入金額A, 必要経費等B, 事業専従者控除額C, 所得金額(A-B-C). Includes a total row.

3 徴収猶予期間又は還付金額等 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。)

Table with 3 columns: 給与等、公的年金等、報酬等の別, 給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称, 給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地. Includes a section for 裏面を参照 with details on 徴収猶予期間 and 還付を受けようとする額.

4 支払者の証明 (あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。)

Table for 支払者の証明 with fields for 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日, 平成 年 月 日, 今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額, 上の税額の納付先税務署長, 税務署長, (支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 給与等又は公的年金等の支払者の所在地, 平成 年 月 日, 名称.

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

Table for 税務署処理欄 with columns: 起案, 決裁, 調査事項, 処理区分. Includes a summary table for 調査事項 with columns: 区分, 災害直前の価額, 損害額, 補てん金額, 差引損害額, 損害割合. Includes a table for 処理区分 with columns: 徴収猶予, 承認・却下, (猶予期間), (猶予税額), 全額・半額, 却下事由.

15. 07 改正

(規格 A 4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

 平成 年 月 日		※整理番号	
(フリガナ) 名 称 〒 所 在 地 電話 - -			
税務署長殿		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
平成 年分年末調整により生じた過納額については [ ] の事由により 還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。			
還付を受けようとする年末調整により生じた過納額		円	
(注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。			
還付金の受領人		(注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。	
<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人)		<input type="checkbox"/> 日本郵政公社の通常貯金口座	
<input type="checkbox"/> 直接本人		<input type="checkbox"/> 郵便局窓口	

残存過納額明細書

住 所	氏 名	年末調整による 超過額 A	Aのうち現在までに 充当又は還付した額		差引残存 過納額 (A-B) C	年末調整 を行った 年月日	※ 税務署整理欄		
			月日	金額 B			還付加算金 日数 金額 D	還付額合計 (C+D) E	
		円		円	円	・		円	円
						・			
						・			
						・			
						・			
						・			
						・			
						・			
						・			
合 計	( 名)	円	円	円	円			円	円

税 理 士 署 名 押 印

※ 起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日	通信日付印	確認印
※ 決裁	・									年 月 日	
※ 事務署処理欄 (摘要)											

(規格 A 4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

 平成 年 月 日		※整理番号	
(フリガナ) 名 称 〒 所 在 地 電話 - -			
税務署長殿		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
平成 年分年末調整により生じた過納額については [ ] の事由により 還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。			
還付を受けようとする年末調整により生じた過納額		円	
(注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。			
還付金の受領人		(注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。	
<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人)		<input type="checkbox"/> 日本郵政公社の通常貯金口座	
<input type="checkbox"/> 直接本人		<input type="checkbox"/> 郵便局窓口	

残存過納額明細書

住 所	氏 名	年末調整による 超過額 A	Aのうち現在までに 充当又は還付した額		差引残存 過納額 (A-B) C	年末調整 を行った 年月日	※ 税務署整理欄		
			月日	金額 B			還付加算金 日数 金額 D	還付額合計 (C+D) E	
		円		円	円	・		円	円
						・			
						・			
						・			
						・			
						・			
						・			
						・			
						・			
合 計	( 名)	円	円	円	円			円	円

税 理 士 署 名 押 印

※ 起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日
※ 決裁	・								
※ 事務署処理欄 (摘要)									

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**源泉所得税の誤納額還付請求書**

		※整理番号
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称	
	所 在 地	〒
		電話 - -
税務署長殿	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟

源泉所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。						
誤納を生じた理由		イ 銀行等 <table style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> <td style="text-align: right;">本店・本所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金庫・組合</td> <td style="text-align: right;">支店・支所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農協・漁協</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </table>	銀 行	本店・本所	金庫・組合	支店・支所	農協・漁協	
	銀 行	本店・本所						
	金庫・組合	支店・支所						
農協・漁協								
	ロ 日本郵政公社の通常貯金口座 通常貯金の記号番号							
	ハ 郵便局窓口 郵便局							

誤納額の種類	年月別	区 分	人 員	支給金額	税 額	差引誤納額 (A-B)	納付年月日 納付先税務署
誤納額の計算内容		徴収高計算書に記載したもの	人	円 A	円	円	. .
		正当計算によるもの			B		税務署

摘 要		添付書類	<input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し
-----	--	------	----------------------------------

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	通信日付印	確認印
	決裁	. .							年 月 日	
	施行		(摘要)							
	管理 回付									

(規格 A 4)

18. 06 改正 (源 1 4 2 3)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**源泉所得税の誤納額還付請求書**

		※整理番号
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称	
	所 在 地	〒
		電話 - -
税務署長殿	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	㊟

源泉所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。						
誤納を生じた理由		イ 銀行等 <table style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td style="text-align: center;">銀 行</td> <td style="text-align: right;">本店・本所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">金庫・組合</td> <td style="text-align: right;">支店・支所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農協・漁協</td> <td style="text-align: right;"></td> </tr> </table>	銀 行	本店・本所	金庫・組合	支店・支所	農協・漁協	
	銀 行	本店・本所						
	金庫・組合	支店・支所						
農協・漁協								
	ロ 日本郵政公社の通常貯金口座 通常貯金の記号番号							
	ハ 郵便局窓口 郵便局							

誤納額の種類	年月別	区 分	人 員	支給金額	税 額	差引誤納額 (A-B)	納付年月日 納付先税務署
誤納額の計算内容		徴収高計算書に記載したもの	人	円 A	円	円	. .
		正当計算によるもの			B		税務署

摘 要		添付書類	<input type="checkbox"/> 徴収高計算書の写し <input type="checkbox"/> 帳簿書類の写し
-----	--	------	--

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力		
	決裁	. .								
	施行		(摘要)							
	管理 回付									

(規格 A 4)

15. 07 改正 (源 1 4 2 3)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の誤納額還付請求書の記載要領等

- 1 この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。
- 2 この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。  
（注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- 3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の氏名若しくは名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。  
ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
  - (2) 「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
  - (3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
  - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の誤納額還付請求書の記載要領等

- 1 この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。
- 2 この還付請求書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 還付を受けようとする税額を納付した際の徴収高計算書の写し
  - (2) 誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し  
（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）
- 3 この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の氏名若しくは名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。  
ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
  - (2) 「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
  - (3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
  - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**源泉所得税の誤納額充当届出書**

※整理番号

平成 年 月 日  税務署長殿	(フリガナ)	名 称		
	所在地	〒		
	(フリガナ)	代表者氏名	☑	
電話 - -				

下記の金額を平成 年 月分の給与所得から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。

充当しようとする給与等の誤納額	円
-----------------	---

誤納を生じた理由

誤納の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税 額	差引誤納額 (A-B)	納付年月日 納付先税務署
誤納額の計算内容		徴収高計算書に記載したもの	人	円	A 円	円	. .
		正当計算によるもの			B		税務署

摘要

☐ 帳簿書類の写し  
添付書類

税理士署名押印

※ 税務署 処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	
	決裁	. .							
	処理	. .	(摘要)						

(規格 A 4)

18. 06 改正 (源 1 4 2 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**源泉所得税の誤納額充当届出書**

※整理番号

平成 年 月 日  税務署長殿	(フリガナ)	名 称		
	所在地	〒		
	(フリガナ)	代表者氏名	☑	
電話 - -				

下記の金額を平成 年 月分の給与所得から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。

充当しようとする給与等の誤納額	円
-----------------	---

誤納を生じた理由

誤納の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税 額	差引誤納額 (A-B)	納付年月日 納付先税務署
誤納額の計算内容		徴収高計算書に記載したもの	人	円	A 円	円	. .
		正当計算によるもの			B		税務署

摘要

☐ 徴収高計算書の写し  
☐ 帳簿書類の写し  
添付書類

税理士署名押印

※ 税務署 処理欄	起案	. .	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力	
	決裁	. .							
	処理	. .	(摘要)						

(規格 A 4)

14. 07 改正 (源 1 4 2 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の誤納額充当届出書の記載要領等

- この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。  
ただし、充当が長期間（おおむね3月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。
- 給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。
- 充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。
- この充当届出書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。  
（注）届出内容の確認等に当たり、充当をしようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- この充当届出書の各欄は、次により記載してください。
  - 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名若しくは名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。  
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
  - 「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
  - 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

源泉所得税の誤納額充当届出書の記載要領等

- この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。  
ただし、充当が長期間（おおむね3月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。
- 給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。
- 充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。
- この充当届出書には、次の書類を添付してください。
  - 充当をしようとする税額を納付した際の徴収高計算書の写し
  - 誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し  
（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）
- この充当届出書の各欄は、次により記載してください。
  - 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名若しくは名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。  
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
  - 「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
  - 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

税務署受付印		※整理番号	
平成 年 月 日	税務署長殿	納税地にある事務所等の法人税又は所得税の納税管理人の氏名	(フリガナ) 名称
			所在地
			(フリガナ) 代表者その他の責任者の氏名
			(フリガナ) 納税管理人の氏名
<input type="checkbox"/> 所得税法第180条第1項 <input type="checkbox"/> 所得税法第214条第1項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第3条の3第2項		に規定する 証明書の 部 の交付を申請します。	追加申請書の場合 当初の申請書の提出年月日 平成 年 月 日
②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所		③非居住者で国内に居所がある場合のその居所	
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日		昭・平 年 月 日	
⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日		昭・平 年 月 日	
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得を課される所得に含まれる事情の概要			
⑦当社(私)は <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にします。 <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にします。			
⑧所得を支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要			
⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得を支払者の氏名・名称	支払を受ける住所・所在地	所得の種類 見込期間
	所得を支払を受ける事務所等の名称及び所在地		
⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の名称	支払を受ける住所・所在地	所得を支払を受ける事務所等の名称及び所在地
	支払を受ける見込期間		
⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情			
税理士署名押印			
※ 起案	署長	副署長	統括官
※ 決裁	担当者	整理簿	処理内容
(摘要)	交付	不交付	交付部数
	通知書	交付	有効期限
	事績	証明書番号	～
	通知	年月日	

18.06改正

(源1431)

(規格A4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付(追加)申請書

税務署受付印		※整理番号	
平成 年 月 日	税務署長殿	納税地にある事務所等の法人税又は所得税の納税管理人の氏名	(フリガナ) 名称
			所在地
			(フリガナ) 代表者その他の責任者の氏名
			(フリガナ) 納税管理人の氏名
<input type="checkbox"/> 所得税法第180条第1項 <input type="checkbox"/> 所得税法第214条第1項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第3条の3第2項		に規定する 証明書の 部 の交付を申請します。	追加申請書の場合 当初の申請書の提出年月日 平成 年 月 日
②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所		③非居住者で国内に居所がある場合のその居所	
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日		昭・平 年 月 日	
⑤商法第479条第1項、有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日		昭・平 年 月 日	
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得を課される所得に含まれる事情の概要			
⑦当社(私)は <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にします。 <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にします。			
⑧所得を支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要			
⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得を支払者の氏名・名称	支払を受ける住所・所在地	所得の種類 見込期間
	所得を支払を受ける事務所等の名称及び所在地		
⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の名称	支払を受ける住所・所在地	所得を支払を受ける事務所等の名称及び所在地
	支払を受ける見込期間		
⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人(者)のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情			
税理士署名押印			
※ 起案	署長	副署長	統括官
※ 決裁	担当者	整理簿	処理内容
(摘要)	交付	不交付	交付部数
	通知書	交付	有効期限
	事績	証明書番号	～
	通知	年月日	

16.07改正

(源1431)

(規格A4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所在地	
	名称	
<p>③ 上記の者は、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 号の 2、第 1 号の 3、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官 税務署長 ㊟</p>		

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 所得税法第 161 条第 1 号の 3 に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限ります。</p>

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所在地	
	名称	
<p>③ 上記のものは、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 号の 2、第 1 号の 3、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官 税務署長 ㊟</p>		

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(4) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(5) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 所得税法第 161 条第 1 号の 3 に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限ります。</p>

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書 第 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	

③  
上記の者は、所得税法施行令第304条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 印

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
  - この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第8条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
  - 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第180条第1項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
  - 有効期限を超過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
  - この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
  - 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等であって支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。
  - 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
  - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
  - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
  - この証明書は、次の場合に効力を失います。
    - 有効期限を超過したとき
    - この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
  - この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

外国銀行等の国外営業所に支払う所得の源泉徴収の免除証明書 第 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	

③  
上記のものは、所得税法施行令第304条各号に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者の国外営業所に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に掲げる所得については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。

平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 印

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
  - この証明書は、貴社の国外営業所が租税特別措置法第8条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
  - 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第180条第1項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
  - 有効期限を超過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第304条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
  - この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
  - 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等であって支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。
  - 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
  - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
  - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う租税特別措置法第8条第1項各号に規定する所得については、源泉徴収の免除はできません。
  - この証明書は、次の場合に効力を失います。
    - 有効期限を超過したとき
    - この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
  - この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記の者は、所得税法施行令第330条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第1号の2、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第10号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面2(5)を参照してください。))については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官 税務署長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第214条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第214条第1項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>(3) この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(4) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(5) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(7) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第161条第7号に掲げる使用料又は対価で同法第204条第1項第1号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第8号イに掲げる報酬で同法第204条第1項第5号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第161条第10号に掲げる年金でその支払額が25万円以上のもの</p>

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(表面)

非居住者に対する源泉徴収の免除証明書		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第330条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第161条第1号の2、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第10号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面2(5)を参照してください。))については、その支払者は所得税法第212条第1項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: right;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 財務事務官 税務署長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(裏面)

注 意 事 項
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第214条第1項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第214条第1項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>(3) この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(4) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第330条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(5) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(7) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第161条第7号に掲げる使用料又は対価で同法第204条第1項第1号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第8号イに掲げる報酬で同法第204条第1項第5号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第161条第10号に掲げる年金でその支払額が25万円以上のもの</p>